

# 農業近代化資金の概要

【農業経営の改善に必要な長期かつ低利な資金の借入れ】

意欲と能力を持つ農業を営む者等に対し、経営改善に必要な施設資金等を円滑に融通するため、県が農協等民間金融機関に利子補給措置を講ずることにより、長期かつ低利の資金を融資します。

## 1. 借入対象者

① 農業を営む者（認定農業者※1、認定新規就農者※2、主業農業者※3）、集落営農組織、農業を営む任意団体など

※1 認定農業者とは、農業経営基盤強化促進法に規定する農業経営改善計画を作成して市町長の認定を受けた方をいいます。

※2 認定新規就農者とは、農業経営基盤強化促進法に規定する青年等就農計画を作成して市町長の認定を受けた方をいいます。

※3 主業農業者とは、農業所得が総所得の過半（法人にあっては、農業に係る売上高が総売上高の過半）を占めていること、または農業粗収益が200万円以上（法人にあっては1,000万円以上）等の方をいいます。

② 農業協同組合、農業協同組合連合会

③ ①～②または地方公共団体が主たる構成員・出資者になっている団体または基本財産の過半を拠出している法人

## 2. 借入条件

(1) 資金使途

- ・ 畜舎、果樹棚、農機具など農産物の生産、流通または加工に必要な施設の改良、造成、復旧または取得
- ・ 果樹その他の永年性植物の植栽または育成、乳牛その他の家畜の購入または育成
- ・ 農地または牧野の改良、造成または復旧
- ・ 長期運転資金
- ・ 農村環境整備資金 など

(2) 借入限度額：農業を営む者 個人 18 百万円、法人・団体 2 億円

：農協等 15 億円（大臣が承認した場合はその承認額）

(3) 借入金利：最新の金利は農業制度資金のご案内をご覧ください。

(4) 償還期限：資金使途に応じ 7～20 年以内（うち据置期間 2～7 年以内）

(5) 融 資 率：原則 80% 以内

※1 認定農業者に対する特例：融資率100%以内

貸付限度額が個人1,800万円（法人にあっては3,600万円）までに限り、実質金利は償還期限に応じて（公財）農林水産長期金融協会からの助成があります。

## 3. 取扱融資機関

農業協同組合、信用農協連合会、銀行、信用金庫

## 4. 問い合わせ先

□最寄りの農業協同組合、福井県信用農業協同組合連合会（TEL：0776-27-8239）

□北陸銀行、福井信用金庫、小浜信用金庫

□福井県農林水産部園芸振興課（TEL：0776-20-0427）

□福井農林総合事務所農業経営支援部（TEL：0776-21-8207）

□坂井農林総合事務所農業経営支援部（TEL：0776-81-3222）

□奥越農林総合事務所農業経営支援部（TEL：0779-65-1282）

□丹南農林総合事務所農業経営支援部（TEL：0778-23-4534）

□嶺南振興局二州農林部（TEL：0770-22-5027）

□嶺南振興局農業経営支援部（TEL：0770-56-2221）